

利用契約書

秘密保持及び個人情報使用に

関する重要事項説明書

申請代行委任状

有限会社ビーエスネットワーク

ビーエスケアプランセンター

有限会社ビーエスネットワーク

「ビーエスケアプランセンター」利用契約書

ご利用者とビーエスケアプランセンター（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援などに関する事について、次のとおり契約します。

第1章 総則

（目的及び内容）

第1条 事業者は、ご利用者の委託を受けて、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 本約款の契約期間は、契約日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 ただし、有効期間満了日までにご利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者様のサービス担当者として任命し、変更する場合は、あらかじめご利用者にその氏名を文書で通知します。

（居宅介護支援の内容）

第4条 事業者は、次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、内容等をご利用者とご家族に説明して文書による同意を受けます。
当事業所が提供する居宅介護支援の内容は以下のとおりです。

- (1) 要介護認定等の申請や更新にかかわる支援を行います。
- (2) 事業所の相談室、ご利用者の居宅等にご利用者からの相談に対応します。
- (3) 居宅サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行います。
- (4) ご利用者の心身の状況、環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題の分析を行います。

- (5) 計画作成に対する専門的見地からの意見を得るために、居宅サービス計画等の担当者を招集してサービス担当者会議を行います。
- (6) 居宅サービス計画等の実施状況の把握等のため、1月に1回、居宅への訪問及び面接を行います。
- (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、ご利用者の自立した日常生活の支援（以下「自立支援」といいます）を効果的に行うために必要とされる支援及びその他の便宜を提供します。
- (8) 毎月の北海道国民健康保険団体連合会へ提出する給付管理業務を行います。

2 前条号第1項第1号から8号までのサービスの提供にあたり、事業所及び従業員は以下の事を考慮し居宅介護支援の提供を行います。

- (1) 事業所は、要介護状態の軽減又は悪化防止のため、ご利用者の心身の状況に応じて適切な処置を行うよう努めます。
- (2) 事業所は、支援の提供にあたって、懇切丁寧に行う事を基本とし、利用者またはご家族に対し、理解しやすいように説明を行うよう努めます。
- (3) 事業所は、ご利用者様の自立支援を効果的に行うために、ご利用者の心身又はご家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等が行われるよう配慮します。
- (4) 事業所は、居宅サービス計画の作成にあたってのサービス事業者の選択について、ご利用者またはご家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
- (5) 事業者は、自らの提供する指定居宅介護支援の質の評価を行います。また、介護支援専門員は、年1回以上研修機会を設け資質向上に努めます。

第2章 サービス利用料金

（サービス利用料金）

第5条 居宅介護支援に関するサービス利用料金は、要介護認定を受けられた方は、介護保険法に基づき保険者から直接事業所に全額給付されますので、自己負担はありません。

但し、別に定める事項に該当する場合は利用料金をご負担いただきます。詳細は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

(交通費)

- 2 稚内市にお住まいの方は無料です。詳細は「重要事項説明書」に記載の通りです。

(契約の解除料)

- 3 ご利用者はいつでも契約を解除する事ができ、料金はかかりません。但し、契約締結後、居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」といいます）を作成しケアプラン内容に同意いただいた後、ご利用者及びそのご家族の都合により契約を解約若しくは正当な利用なく介護サービスの利用実績がない場合は、保険請求が行えないため料金をいただきます。詳細は「重要事項説明書」に記載の通りです。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第6条 事業者及び介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたってご利用者の生命、身体、財産の安全及び確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、緊急時の連絡先としてあらかじめ主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

(守秘義務)

第7条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後でも同様です。

- 2 事業所は、重要事項の同意をもって、次の理由がある場合に限り、ご利用者及びご家族に関する情報を提供します。

- (1) 要介護認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、関係機関及びその委託を受けた期間が情報提供を求めた場合
- (2) 主治医等が居宅サービスの内容について情報提供を求めた場合
- (3) 居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設関係者がサービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合

(緊急時の対応)

第8条 事業者は、訪問時においてご利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に連絡を取り、必要な対応を行います。

(事故発生時の対応)

第9条 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対する指定居宅介護支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(主治の医師及び医療機関等との連携)

第10条 事業者はご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的として、主治の医師および医療機関並びに介護サービス事業者等との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要な連携を行います。

(身分証携行義務)

第11条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第12条 事業者及び事業所は、以下の行為を行いません。

- (1) 事業者及び事業所が、居宅サービス計画の作成及び変更に関し、事業所の介護支援専門員に対し、特定の居宅サービス事業所等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行うこと。
- (2) 事業所及び事業所の従事者が、居宅サービス計画の作成及び変更に関し、契約者に対し特定のサービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受すること。

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第7条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負わず、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) ご利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) ご利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら 起因して損害が発生した場合
- (4) ご利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 事業者は、本契約の有効期間中に地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、ご利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 5 章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う支援)

第 16 条 当事業所との契約は、契約日からご利用者の認定されている要介護認定期間の有効期間の満了日とします。

但し、契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け認定の有効期間が更新された場合は、その認定の有効期間の満了日までとします。

尚、次の場合においては当事業所との契約は終了するものとします。

- (1) ご利用者が死亡した場合
- (2) ご利用者が自立（非該当）、要支援認定、事業対象者と認定された場合。
- (3) ご利用者が介護保険施設へ入所した場合。また、医療機関への入院などで90日以上居宅サービスの導入がされなかった場合
- (4) その他、介護サービスの利用実績が3か月以上なく、利用意思がない場合。

- (5) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (6) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- (7) 第 17 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前条第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、ご利用者の心身の状況や生活環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めるものとします。

(利用者からの契約解約)

第 17 条 ご利用者は、本契約の有効期間中に本契約を解約することができます。この場合にご利用者は、契約終了を希望する日の 14 日前までに事業者申し出て下さい。

2 ご利用者は、次の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができる。

- (1) 事業所が正当な理由なく、介護保険法等関係法令に定めるサービスを提供しない場合
- (2) 事業所及び事業者が、第 7 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所及び従事者が、ご利用者の身体、財産、信用等を傷つけるなどの不信行為により、その後の契約を継続しがたい事情があった場合
- (4) 上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場合

(事業者からの契約解除)

第 18 条 事業者は、ご利用者が次の事項に該当する場合には契約を解除することができます。

但し、この場合事業所はご利用者またはご家族に対し、その旨の説明を行います。

- (1) ご利用者がサービスの利用に関する指示等に従わない事により、要介護状態を悪化させたと認められる場合
- (2) ご利用者又は家族等が事業所の従事者の生命、身体及び財産を傷つけるなど、その後の契約を継続しがたい事情があった場合
- (3) ご利用者又はご家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

第6章 その他

(苦情処理)

第19条 事業者は、ご利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援並びに介護予防支援、または計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(法令遵守)

第20条 事業者は、ご利用者より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第21条 ご利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

- 2 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(代理人)

第22条 ご利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

(合意管轄裁判所)

第23条 ご利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

居宅介護支援の提供にあたり、ご利用者に上記のとおり重要事項、別紙1 秘密保持及び個人情報使用の重要事項説明書、別紙2 申請代行委任状について説明いたしました。

この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

ア. 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ. ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

利 用 同 意 書

令和 年 年 月

事業所名 ビーエスケアプラン

所在地 北海道稚内市栄1丁目44番1号

所 長 大 腰 真 弓

説 明 者 大 腰 真 弓

令和 年 年 月

私は本書面に基づいて重要事項説明書及び別紙1・別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者からの説明を受け、十分に理解した上で居宅介護支援の提供に同意します。

(ご利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ (ご利用者との関係： _____)

【緊急時及び事故発生時の連絡先 (本約款第8条・9条及び重要事項説明書9頁)】

緊 急 連 絡 先	氏 名	(ご関係)
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	
	職 場 連 絡 先	

上記の身元引受人と異なる場合はご記入願います。

申請代行委任状

ご利用者及びそのご家族は、次に定める条件にあって、必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代행을希望します。

1. 申請代行の理由

ご利用者及びそのご家族等が申請書を提出することが困難な場合であって申請代
行を依頼された場合

2. 申請代行する書類等の範囲

- ・要介護認定更新申請書
- ・要介護認定区分変更申請書
- ・その他

3. 申請代行を行なう期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、ご利用者の要介護認定または要支
援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、ご利用者から事業者に対して、文書による契
約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 年 月

事業所名 ビーエスケアプラン
所 長 大 腰 真 弓

利 用 者

代 理 人

秘密保持及び個人情報使用に関する重要事項説明書

事業者は、ご利用者に居宅介護支援を提供する上で知り得た情報は、約款の適用期間中はもとより、終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、ご利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ご利用者およびご家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用いたします。

1. 使用する目的

- (1) ご利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。
- (2) 医療系サービスを居宅サービス計画に位置づける際の主治の医師又は歯科医師等の意見を求める場合と利用者の希望により介護保険施設等への入院又は入所を紹介する際に主治医の意見を求める場合。
- (3) ご利用者の希望により介護保険施設等への入院又は入所の際に主治医等より意見を求められる場合。
- (4) 学生実習・北海道介護支援専門員実務研修実習ならびに職員の学術研修において必要とされる場合
- (5) 居宅サービス計画の内容及びサービス提供内容等について、関係する行政職員及び行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合。
- (6) 介護保険事務のうち、審査支払機関へのレセプト提出。審査支払機関又は保険者からの照会への回答。
- (7) 損害賠償責任保険等に係る保険会社等への相談又は提出等。
- (8) 事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供。
- (9) 第三者提供の例外について。
 - ・法令に基づく場合。
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。
 - ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
 - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

2. 使用する事業者等の範囲

利用者が提供を受ける全てのサービス事業者・医療機関・関係市町村等
審査支払い機関、保険者、保険会社等、外部監査機関

3. 使用する期間 約款で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者及び議事内容等を記録保管いたします。
- (3) 学術研修・調査活動により個人の情報が特定される場合については、事前に説明し同意を得たうえで使用します。

5. 従業員に対する契約

当法人・事業所の従業者は、雇用期間中及び退職後も正当な理由なく業務上知り得たご利用者またはご家族の秘密及び個人情報を漏らさないことを雇用契約時に誓約しています。